

令和4年度 幸田町社会福祉協議会事業計画

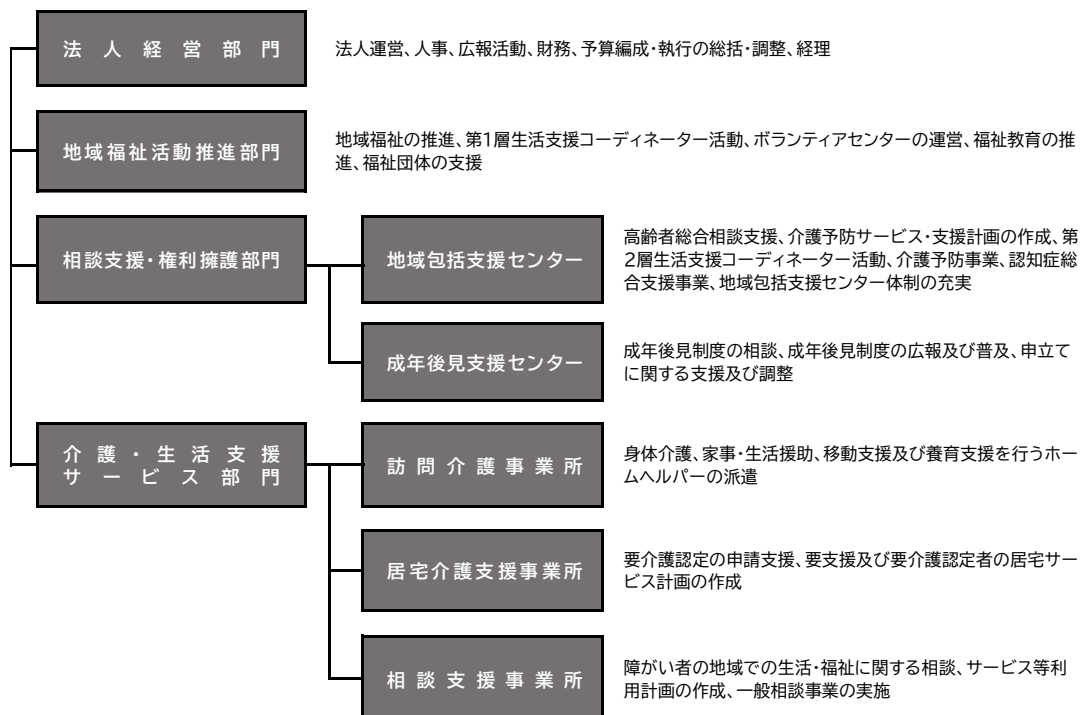
I 基本方針

現代社会において、社会保障費の増大、それを支える現役世代の人口減少という超高齢社会の到来による社会問題として2025年問題が提起され、近年はその先にある2040年問題が大きく取り上げられています。

地域社会においては、核家族化や家庭内の介護力の低下から、8050問題、ダブルケアといった複合的な課題を持つ世帯や、長期のひきこもり、軽度発達障害の疑いのある人など、時に制度の狭間となってしまう事例が顕在化しています。その他に支援を拒否したり、周囲に頼る人がおらず社会的孤立へつながる事例が今後さらに増加すると言われており、既存の分野における相談体制では対応が困難になっています。このような状況に対応するため、高齢者や障がい者、子どもなど、分野を超えた課題に対して包括的に支援するための体制整備が必要とされています。

幸田町社会福祉協議会では、全ての地域の人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の構築を目指します。令和4年度は、第2期幸田町地域福祉計画・地域福祉活動計画の3年目の中間年度であり、幸田町社会福祉協議会では、計画における役割を果たすための目標の進捗管理を行いながら、引き続き、基本理念である「支え合い ともに生きる まちづくり（一人ひとりが自立し、人とつながり、お互い様を広げよう）」の達成に向け、住民による各種ボランティア活動や福祉団体への活動支援、生活支援コーディネーターによる地域づくり支援、地域包括支援センターの体制拡充等の活動を重視し、住民の立場になって共に福祉課題の解決に向けて取り組みます。

II 幸田町社会福祉協議会の組織体制と主な業務内容



Ⅲ 令和4年度重点事業

地域福祉推進に関する基本方針のもと、次に掲げる 4 項目を令和4年度の重点事業として取り組んでいきます。

1 生活支援体制整備事業の充実

第1層生活支援コーディネーターによる地域活動の支援を引き続き行いながら、地域課題について話し合える場を充実させ、支える側・支えられる側といった関係性を超えた地域づくりを進めます。

2 ボランティア活動の推進

住民によるボランティア活動を支援するためのボランティア団体活動助成金を新設し、活動の活性化を図ります。

3 地域包括支援センター体制の充実

令和4年度から、地域包括支援センターが町内3箇所に設置されることに伴い、町及び新規包括との連携・協力体制を強化し、手厚い相談支援体制を構築します。

4 障がいのある人に対する相談支援体制の充実

障害福祉サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援と併せて、町の地域生活支援事業による障害者相談支援事業を受託し、障がいのある方に対する相談支援体制の充実を図ります。

Ⅳ 令和4年度の継続的な主な取り組み

1 法人経営部門

住民福祉の増進のため、社協の公平・公正な組織運営に取り組み、理事会及び評議員会の開催、職員の資質向上に努め組織強化を図ります。

(1) 経営基盤の確保

- ア 理事会及び評議員会の開催
- イ 監事による決算監査の実施
- ウ 中長期的な計画に基づく人員と予算の確保
- エ 社協協賛会員の募集と自主財源の確保

(2) 職員の資質向上

- ア 中長期的な視点に立った組織強化と人材育成
- イ 職員の資質向上と能力開発のための研修受講
- ウ 組織内での定期的な打合せの開催
- エ 人事評価制度の活用

(3) 広報活動の推進

- ア 広報誌「ともに生きる」の発行（年4回）と内容の充実
- イ 社協ホームページへの情報掲載

2 地域福祉活動推進部門

町内に暮らす誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、福祉委員会をはじめとする地域の活動団体との協働及び支援を進めます。

(1) 第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

- ア 第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理

(2) 生活支援体制整備事業の受託

- ア 第1層生活支援コーディネーターの配置
- イ 第1層協議体及び第2層協議体の運営支援
- ウ 福祉委員会や地域活動への支援
- エ 介護予防・生活支援サービスガイドブックの作成

(3) ボランティアセンターの機能充実

- ア ボランティア活動の促進
- イ 地域でボランティア活動に取り組む人材の育成
- ウ ボランティア活動保険の加入及び請求窓口業務の実施

(4) 地域でのサロンやサークル活動への支援

- ア 既存のサロンへの活動支援と情報提供
- イ 新規立ち上げに向けた支援

(5) 福祉教育の推進

- ア 町内の小中学校及び高校の福祉協力校への委嘱
- イ 福祉実践教室の実施

(6) 福祉6団体事務局の運営及び活動支援

- ア 情報提供や活動の提案等、自主運営化に向けた動機づけ
- イ 団体の活動支援

(7) 災害に対する備え

- ア 町の地域防災計画における災害対応の支援協力
- イ 災害時ボランティア支援本部運営スタッフ養成講座の実施
- ウ 災害対応備品の整備

(8) 福祉車両及び福祉用具等の貸出

- ア 福祉車両（2台）、福祉用具及びレクリエーション用具貸出事業の実施
- イ 貸出備品の充実

(9) 赤い羽根共同募金事業の推進

- ア 共同募金運営委員会及び監査会の開催
- イ 募金活動、義援金活動の実施
- ウ 地域福祉団体や保育所等への活動助成
- エ 赤い羽根協賛児童生徒作品コンクールの開催

3 相談支援・権利擁護部門

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、誰もが住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、社会福祉協議会の持つネットワークを活かし支援を進めます。

(1) 中部地域包括支援センターの受託（担当地区：中央学区、荻谷学区）

- ア 総合相談支援
- イ 高齢者虐待や困難事例への対応及び関係機関との連携
- ウ 介護予防サービス支援計画の作成による利用者支援
- エ 第2層生活支援コーディネーターの配置
- オ 第2層協議体の運営
- カ 一般介護予防事業の実施
- キ 認知症初期集中支援チームへの参加
- ク 認知症地域支援推進員の配置
- ケ 認知症サポーター養成講座の開催
- コ 認知症カフェ事業の実施
- サ 認知症高齢者やその家族の見守り体制づくり
- シ 新規包括との連携・協力体制の強化

(2) 成年後見支援センターの受託

- ア 成年後見制度の啓発、利用に関する相談及び利用支援
- イ 後見人への支援
- ウ 法人後見の受任
- エ 実務者会議や運営委員会の開催及び関係機関との連携
- オ 地域連携ネットワーク強化を目的とした中核機関の整備に向けた取り組み

(3) 日常生活自立支援事業の受託

- ア 福祉サービスの利用支援や書類預かり、日常的な金銭管理

(4) 貸付事業の実施

- ア 生活福祉資金の受託
- イ たすけあい資金の貸付事業の実施

(5) 法律困りごと相談の実施

- ア 司法書士による法律困りごと相談の実施

4 介護・生活支援サービス部門

高齢者や障がい者等の生活を支援するため、組織内の他部門や関係団体等と連携しながらサービスを提供します。

(1) 訪問介護事業所の運営

- ア ホームヘルパー（介護保険サービス及び障害福祉サービス）の派遣
- イ 移動支援事業の受託
- ウ 養育支援事業の受託

(2) 居宅介護支援事業所の運営

- ア 在宅介護に関する相談及び支援
- イ ケアプランの作成及び介護サービス事業者等との連携

(3) 相談支援事業所の運営

- ア 障害者相談支援事業（総合相談支援及び地域総合支援協議会の運営支援）の受託
- イ 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（サービス等利用計画の作成）の実施
- ウ 一般相談支援事業（地域移行支援事業及び地域定着支援事業）の実施
- エ 障害支援区分認定調査業務の受託

(4) 見守り配食事業の実施

- ア 在宅のひとり暮らし高齢者等の安否確認を目的とした配食サービスの実施